○児童福祉法施行令第二十七条の六第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める食費等の負担限度額の算定方法(平成十九年厚生労働省告示第百四十

	(傍線部分は改正部分)
改正案	現行
(母)	(路)
別表第一~三 (略)	別表第一~三 (略)
附則	附則
平成三十年三月三十一日までの間は、別表第一の二の項中「第二十	平成二十七年三月三十一日までの間は、別表第一の二の項中「第二
- 1	十七条の二第三号」とあるのは、「第二十七条の二第二号又は第三号
とする。	」とする。